

2015年9月24日

茨城県知事  
橋本 昌様

日本共産党茨城県委員会  
委員長 田谷武夫  
県議会議員 山中たい子  
県議会議員 江尻加那  
県議会議員 上野高志  
市町村議員団

## 台風 18 号の豪雨災害に対し救援、復旧、自治体 支援に関する緊急申し入れ

記録的豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を中心に甚大な被害に見舞われ、3人が死亡しました。日本共産党茨城県委員会と地方議員は、現地の対策本部とも協力して、被害状況の調査、復旧活動にとりくんできました。県として緊急に対策を講じる必要がある項目をまとめました。早急な対応を求めます。

### (1) 激甚災害指定、「わかりやすい災害救助法や住宅再建支援法等」の配布

常総市を中心に県内各地で甚大な被害に見舞われた。被害状況を掌握して激甚災害の指定を国に求めること。被災者に制度をわかりやすく説明する資料を配布すること。

### (2) 排水ポンプ、水道

常総市内は、依然として広大な地域が浸水している。市をあげて排水をしているが、国県の責任で排水を行い、県職員を常総市の対策本部に常駐させること。排水溝のつまり対策を強めること。県は水道未加入世帯の井戸水の無料水質検査を実施しているが、検査項目のなかに放射能検査を含めること。

### (3) 避難所改善と避難所に行けない人への支援

避難所へのテレビ設置、市と避難所の連絡に無線機の設置など情報伝達の強化を市町と協力しておこなうこと。避難所にふとんや厚手マットの設置を行うこと。「子どもが騒いで迷惑をかけないよう気をつけている」との声がある。児童館や子育て支援センターなどの開放や子ども連れ家族向けの部屋を確保避難所に行けない人への水、食糧、携帯電話電源等の支援を強化すること。避難の長期化にともないホテル、旅館も避難所として使用すること。公営住宅等を個別法に基づき提供すること。

### (4) ゴミ、ガレキ対策

集積場があふれる状況で、周辺自治体も協力しているが、県としても受け入れ体制をとること。ガレキや家電製品等の撤去は被災者の個人負担にならないよう県と市が責任をもつこと。

#### (5) 自動車税等の減免、徴収猶予

修繕をして使用する場合、修繕費から保険等で補填される額を控除した額が年税額の2倍を超える時は、27年度分の税が2分の1にされるが、さらに拡大すること。被災日から修理が完了した日まで月割で減免すること。廃車をした場合は、被災日の属する月の翌月以降の税は減額となりますが、廃車の手続きがでないもの、手続きが10月以降になったものも減額すること。被災した車に代わる新たな自動車を購入した場合は、被災自動車の被災前日の価格に税率を乗じた額を減免すること。

#### (6) 農業被害への救済、支援、補助

収穫前の田んぼや畑が広い範囲で冠水し、収穫したコメも浸水している。「はくさい、大豆が浸水」、育苗ハウスの損壊、牛舎の水没、シイタケ栽培施設や製材加工施設の浸水など農業被害は甚大である。農業被害への補償、農業機械や器具等の購入、更新への補助、施設の復旧への県の補助を実施すること。農業用施設復旧、農業器具の修理、購入への国の補助制度の実施を求めること。農作物の被害者に、損害分の補償を行うこと。農業共済は、収穫前の農産物が対象で収穫後は対象にならないため、国・県の補助を行うこと。常総市三坂町では、約60センチの土砂（瓦礫を含む）が畑に堆積している。古河市飯沼川周辺の田んぼが浸水し瓦礫が堆積している。こうした地域が広範囲に広がっている。土砂・瓦礫をとりのぞかなくては農業が再開できない。「被災農家経営再開支援事業」の適用を国に求め、農家負担をなくすこと。

#### (7) 中小企業の再建支援

中小企業の被害実態を早急に把握し、設備・備品の更新修繕に対する補助を行うこと。中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の実施を国に求めること。

#### (8) 被災住宅再建への支援強化

被災者生活再建支援法を改正し、支援対象を半壊や一部損壊にも拡大するとともに、限度額を当面500万円に引き上げることを国に求めること。家が壊れていなくても家を壊す必要がある場合など国制度が適用されない住宅に県制度を柔軟に適用すること。救援のヘリコプターによって壊れた家屋について内閣府は「救助活動による住宅被害は、被災者生活再建支援法の支援の対象とならない」と述べている。国への要望とともに県制度の適用を行うこと。常総市若宮戸地区の住宅は床上浸水した。床下にヘドロが堆積し、床をはずしてヘドロをとり除き、床をはり替えることになり、再建に多大な費用を要する。住宅再建支援法や県制度を柔軟に適用すること。また罹災証明が出ていない場合は、写真をとることなどを指示すること。住宅浸水被害者への見舞金の増額と改修資金の給付を行うこと。

#### (9) 障害物の除去、住宅の応急修理

住宅や周辺の泥や障害物をだすだけで相当な費用がかかる。自力で除去できない人への災害関連法を柔軟に適用して支援すること。その際被災者は、「被害証明書」を市に提出し、市が業者と契約するが、手続きを簡単にすること。住宅が損壊し自力で応急修理ができない人、修理をしなければ、居住が困難な人のための「応急修理」を住民に知らせ、柔軟に適用すること。

#### (10) 仮設住宅をはじめ被災者の住・生活環境の改善

公営住宅等を「全壊」に限定せず、住宅が必要な人に対応するよう情報を提供し要望にこたえること。

#### (1 1) 医療対策

きぬ医師会病院、水海道さくら病院が水没して医療行為が困難に直面している。診療機器を整備、再生を早急に行うこと。

#### (1 2) 指定廃棄物

鬼怒川沿いに、常総広域市町村組合のゴミ焼却場（守谷市）があり、指定放射性廃棄物を大量に保管している。水没すれば重大な事態になった。県内すべての指定廃棄物保管所の安全対策、水害への対応を実施すること。指定廃棄物の「保管」を抜本的に強化すること。日光市内に保管されていた除染廃棄物が入った土のう袋が流出した。鬼怒川、利根川に放射性廃棄物が、流れ出た可能性が高い。水道取水場等で放射能検査を実施すること。

#### (1 3) 自然堤防、ダムについて

鬼怒川の自然堤防が業者によって掘削されたことが水害の重大要因となった。国の責任を明確にし、法改正も含め対策の検討を求めること。鬼怒川上流にあるダムの運用において、下流への放流を抑制するための適切なダムの運用が行われたのか。国交省に検証と説明を求めること。

#### (1 4) 危険か所対策

鬼怒川の河川改修の遅れが水害の要因となった。河川や土砂崩れ等の危険か所の総点検を行い、緊急対策を講ずること。

①昨年の台風によっておこった茨城県石岡市総社2丁目内のがけ崩れは、抜本的な対策が講じられないまま、今回の大雨にさらされた。人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係る「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」を適用して、すみやかに施工すること。

②筑西市下川島地区「そば処まるじゅう」は1ヵ所程度の浸水被害が生じた。堤防未整備地区の整備を行うこと。

③関本分中(せきもとわけなか)は漏水した。筑西市船玉地区堤防未整備地区の整備を行うこと。

④結城市久保田地区(筑西市船玉地区の対岸)。鬼怒川の水位があがり、合流する田川に逆流し、久保田地区で浸水被害が生じた。対策を講じること。

⑤下妻市前河原地区堤防未整備の整備を行うこと。北台川との合流地点付近。北台川の水門を閉めたので、その下手にある2カ所の土手を越水した。

⑥鬼怒川は利根川の上流に当たり、取手市内中央タウン(西1丁目)地先の堤防も鬼怒川決壊箇所と同様未整備区域を残している。本年度中完成(予定)を遅滞することなく早期に整備を完成すること。

⑦取手市の水害対策にとって利根川増水時の内水排除が課題となっている。利根川、小貝川の排水樋管にポンプ場がない樋管の中でも、取手市東部地域の雨水排水のほとんどが集中する長町排水樋管にポンプ場設置が必要。市町村が設置する排水樋管整備へ国の補助金を拡充すること。

⑧ひたちなか市の中丸川(勝倉・三反田)の水位が上昇し、道路にあふれだした。下流部

分の川幅は広がったが、上流は工事中です。早急に工事を実施すること。

⑨古河市、西仁連川が20kmにわたる流域で水没し、9割方の水稻が水没し被害は甚大である。今回決壊した箇所は、3.11の大震災の時にいたんでいたと地域の人は言っている。西仁連川と飯沼川は、底を掘り下げて容積を大きくすること。(40年前に掘り下げているとのことですが。)22日飯沼川の(産業道路の橋梁付近)測量調査をしたが、堤防も含めて全線の調査と河川の改修、早期復旧を行うこと。

⑩国道125号線、県道56号線(古河・宗道線)など旧三和町方から旧総和・古河への7つの道路が冠水し、旧三和町地区から総和、古河地区へ行く道路が通行止めとなった。通行可能だったのは新4号国道から日野自動車工場へのアクセス道路(6.2km)だけだった。国道125号線をはじめ県の管轄の道路についても道路のかさ上げなどの改善を行うこと。県の水道管敷設工事の影響もあったと思われる箇所が陥没し、アスファルトのめくれや碎石の流出によって通行不能になっている(22日県の土木事務所の広瀬氏が調査・巡回した)。この道路は、当初県がつくり旧三和町に移管され現在は古河市の管理となっている。災害対策で復旧するにあたっては、地元地域の要望を聞いて早急に道路として復旧すること。

⑪宮戸川の決壊によって、流域の被害は甚大。堤防の調査、改善と日常の監視・適切な管理を行うこと。

⑫野木町を流れる思川が越水の危険により、野木町では避難勧告が出された。思川は古河市で渡良瀬川に流れ込んでいる。古河市では、渡良瀬川の水位が8m40を超え避難勧告及び避難指示が出された。野木町から古河市に続く渡良瀬川の堤防の強靱化を行うこと。

⑬利根川と渡良瀬川の合流地点から境町に至る古河市側の堤防は埼玉県側に比べると何の対策も取られていない。3.11大震災の時に渡良瀬川と利根川との合流付近と栗橋カントリーのクラブハウス前(スタート地点)は利根川の堤防の内側が堤防に沿い西から東に向かって、80mの地割れ(亀裂)が3本入った。利根川は、関東大震災の時にも陥没、深さは4mにも達したと記録(古河第4小学校百年史・平成2年発行)に残されている。いつ地震・台風による豪雨が起きないともかぎらない。対策を行うこと。

⑭鬼怒川堤防が決壊寸前(八千代町高崎、川尻)となり土嚢などで対策した。堤防から数十センチくらいまで水位がきた。亀裂が生じたところや水が染み出したところあった。堤防を調査し、補強を。

#### (15) 防災計画、広域避難計画

県は、行方不明者の無事を確認しながら翌日まで市に伝え無かった。知事は「大きな反省点」と表明したが、防災計画に照らしてどこに問題があったか検証すること。常総市が避難命令を出す際に、「東方向に避難するとつくば市に避難することになるので不可能だった」と「西側への避難」をよびかけた。「広域避難計画」の作成など防災計画を抜本的に見直すこと。

茨城県地域防災計画風水害等対策計画編(2015年3月改訂)「3 河川改修(1)河川の概況」の節に、「利根川、那珂川、久慈川、鬼怒川、小貝川等の大河川は、他県から流下してくるので本県通過の洪水量は県内流域面積に比して極めて多く、上流他県の洪水を一手に引き受けている。県中央、県北地区の河川は小規模な急流河川が多く、流域内の都市化が

進み、河道拡幅による改修が困難になっており、総合的な治水対策が急務となっている。県南、県西地区には小規模な河川が多く、わずかな降雨でも浸水被害を受けている」とし、「直轄河川改修」の対象とし、那珂川、久慈川、小貝川、霞ヶ浦を挙げているが、鬼怒川の名前は入っていない。

「第3 水防法に基づく洪水対策」の節では、「洪水予報河川の指定」で、「国管理河川」として、「利根川、常陸利根川（外浪逆浦を含む）、霞ヶ浦、北浦、鱒川、渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、大谷川、那珂川、久慈川、江戸川」を挙げているが、河川改修の対象に入っていない。鬼怒川の河川改修への認識が欠けているのではないか。鬼怒川には「那珂川、久慈川の伝達系統図」に相応するものが無い。見直しを行うこと。